

～グラジオラス～

欧州を 生きた 人々

生の哲学の祖 / イマヌエル・カント
by. マロン

今回ご紹介するのは、「生の哲学の祖」イマヌエル・カントです。カントと聞いて、「純粋理性批判」「実践理性批判」「判断力批判」の三批判書を思い浮かべる方も多いのではないのでしょうか。カントは、どうすれば人間らしい生き方ができるのかを生徒をかけて追求しました。カントは1724年に、当時東プロイセン（旧ドイツ）の首都でもあったケーニヒスベルクに生まれました。他の哲学者達は、世界漫遊旅行に出たり、貴族的な生活を送った人が多いですが、カントは体が弱かったからか、この街を離れず生涯独身で静かな生活を送ったといわれています。真正正銘「近代」の第一歩を遂げたカントの批判哲学は、「カント以前の哲学はすべてカントに流れ込み、カント以後の哲学はカントから流れ出る」といわれるほど現在に至るまで多方面に深い影響を与えています。「成功に至る第一歩は、自分の心が何を望んでいるかを見つけ出すことです。」

私と社福 社福経営サポートクラブからのお知らせ

社会福祉法が改正されてから急に処理をし始めたのが「賞与引当金」です。社会福祉法が改正される以前から要件は満たしていたのですが、計上していなかった法人様は多いのではないのでしょうか？実はこの賞与引当金について、経理規程細則にて計上方法や計上時期など細かく規定されているのをご存知でしょうか。その中にはこのように書かれています。

(計上額) 経理規程第57条に定める賞与引当金は、...翌会計期間に支給する賞与の額及び当該賞与に係る法定福利費の合計額を見積り、その合計額のうち当会計期間に対応する金額を賞与引当金として計上するものとする。

ですので、賞与引当金の計上額は賞与額だけではなく、それに伴って発生する「社会保険料(法定福利費)」も計上しなければなりません。現在賞与額のみを計上されている法人様はこちらも概算でかまいませんので、計上するようにしましょう。

また、この賞与引当金の計上額については計算根拠も求められますので、根拠資料を残しておくようご注意ください(>_<) by.カノン

FAGIANO ファジアーノ

我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

J1昇格にむけて夏の熱い戦いが続きます。ぜひスタジアムで一緒に熱く応援しましょう！
J1目指して、さあ、ココロヒトツニ！
「ファジアーノ！」
by.えびき

節	開催日	キックオフ	対戦カード	スタジアム
27	7.24 月	19:00	vs 熊本	えがおS
28	7.29 土	18:00	vs 清水	アイスタ
29	8.5 土	19:00	vs 町田	シティライトスタジアム
30	8.13 日	19:00	vs 大宮	NACK
31	8.19 土	19:00	vs 大分	シティライトスタジアム

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン
税理士法人 創明コンサルティング・ブレイン
SCB 公認会計士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10
TEL (事務所) 086-274-8188 (会社) 086-274-6177
FAX 086-274-8187
HP http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp

SERVICE MENU

- 税務コンサルティング ● 会計コンサルティング
- 経営コンサルティング ● 人事評価コンサルティング
- 財務分析サービス ● 各種セミナー・勉強会開催
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)



R5年税制改正 スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

Q スタートアップへの再投資に係る非課税措置について教えてください。

by.カイ

A 保有する株式を売却し、①自己資金による創業や②プレシード・シード期のスタートアップ*への再投資を行う際に、再投資分については譲渡益に課税を行わない措置を創設します。(令和5年4月1日以降の再投資について適用)

*プレシード・シード期のスタートアップとは、エンジェル税制の対象企業である未上場ベンチャー企業のうち、①設立5年未満、②前事業年度まで売上が生じていない又は売上が生じているが前事業年度の試験研究費等が出資金の30%超、③営業損益がマイナス、等という状況であることを指します。

(1) 投資段階での優遇措置 (改正前)再投資した分の譲渡益については課税を繰り延べ

再投資した分は譲渡益に課税しない
(対象となる譲渡益)
①自己資金による創業: 上限20億円
②プレシード・シード期のスタートアップへの投資: 上限20億円
※上限を超えた分については、課税の繰延が可能

(2) 譲渡段階での優遇措置

- 上記スタートアップ株式の売却により損失が生じたときは、その年の他の株式譲渡益からその損失額を控除可能。
- さらに、控除しきれなかった損失額は、翌年以降3年間にわたって、繰越控除が可能。

■併せて、上記(1)(2)の措置につき、以下の要件の緩和を行います。(令和5年4月1日以降の再投資について適用)

- ①自己資金による創業: 同族要件を満たせない場合であっても、事業実態(販管費対出資金比率30%超要件等)が認められれば適用が受けられるようになる
- ②プレシード・シード期のスタートアップへの投資: 外部資本要件を1/6以上から1/20以上に引下げ

※財務省HPより

